

の儀、店借り・出店衆・地借・前地のもの・召仕え等迄
寺請状取り置き、念を入れ吟味仕るべく候事

○一耕作商売をも致さず、又は遠国へ切々（せつせつ）相越す
者、並びに博奕其の外賭の諸勝負を好み、不似合い（ふにあい）なる
衣類を着し、不審多きものこれ有るに於てハ、早速
申し上げるべく候、若し隠し置き彼のもの悪事をなし、脇より
顕（あらわ）るにおいてハ、其の者並び親子兄弟の儀は
申し上げるに及ばず、名主・五人組迄御穿鑿の上、科（とが）の軽重に

したが御科仰せ付けらるべく候、惣じて一夜泊まり他所へ
相越し候というとも、其の行く所並び用事の子細、名主・
五人組へ相断り罷り出るべく候事

附り、盗人・訴人には其の同類より後日に

あだ（仇）をなすにつき、氣遣いいたし罷り出ざる由

聞き候、向後（こうご）御役所の筒へ密々に書付差し上げるべく候、

あだをなさざる様に仰せ付けらるべき旨畏み奉り候事

○一在々物さわがしき節は、つまり能き所に番屋を

立て置き、夜番をいたし候、其の郷中は勿論、隣郷より

盗人見出し聲（こえ）を立るにおいてハ、早速出合い

捕らえ置き候様に名主・百姓申し合い、常々心掛け油断仕る

間敷事

○一此れ以前より鉄炮御免の所は格別、其の外在々

所々において鉄炮所持すべからず、自然相背き無

益の殺生いたし、昼夜を限らず山野に住す者

これ有るに於いては申し出るべく候、縦同類たりという共、其の科を

免じ御褒美下さるべく候、隠し置き他所より顕るにおいてハ、
御穿鑿の上曲事仰せ付けらるべき事

○一在々所々に於いて、馬盗人これ有る間、昼夜を限らず不審成る
もの、馬を牽（ひ）き通り候に付ては、其の落ち着く所まで
村継ぎに送り届け、其の住所の名主・五人組へ慥かに申し断り、
其の段御訴え申し上げるべき事

附り、慥か成る口入（くちいれ）なくして、馬売買仕る

間敷事